

山武市週休 2 日制適用工事試行要領の制定について

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められています。このため、山武市でも、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、一部の対象工事に限り週休 2 日制適用工事を試行します。この要領は、適用工事に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図って参ります。

1. 対象工事

適用工事は、原則として山武市が入札方式により執行する工事（営繕関係工事は除く）で設計金額が 1, 000 万円以上のものを対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が 1 週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

2. 発注方式

現場閉所による週休 2 日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休 2 日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。

また、現場閉所による週休 2 日工事として発注した場合において、受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができるものとする。

3. 工事費の積算

週休 2 日の各区分に応じた補正係数を各経費等に乗じる。

発注時は 4 週 8 休達成を前提として積算を行い、達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

○補正係数

現場閉所による週休 2 日工事の補正

	4 週 6 休	4 週 7 休	4 週 8 休 以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

週休 2 日交替制工事の補正

	4 週 6 休	4 週 7 休	4 週 8 休 以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

※千葉県積算システムによる係数に準ずる。

4. 適用

令和6年9月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。